

令和元年度 第2回  
豊田市国民健康保険運営協議会 次第

令和元年11月28日（木）午後2時から

豊田市役所 南52会議室

1 会長あいさつ

2 議事

【協議事項】

令和2年度豊田市国民健康保険税率等について

【報告事項】

滞納世帯の状況について ※第1回報告事項の補足

3 市民部長あいさつ

●次回予定 令和元年12月19日（木）午後2時から（南52会議室）



## 【協議事項】 令和2年度豊田市国民健康保険税率等（保険税率）について

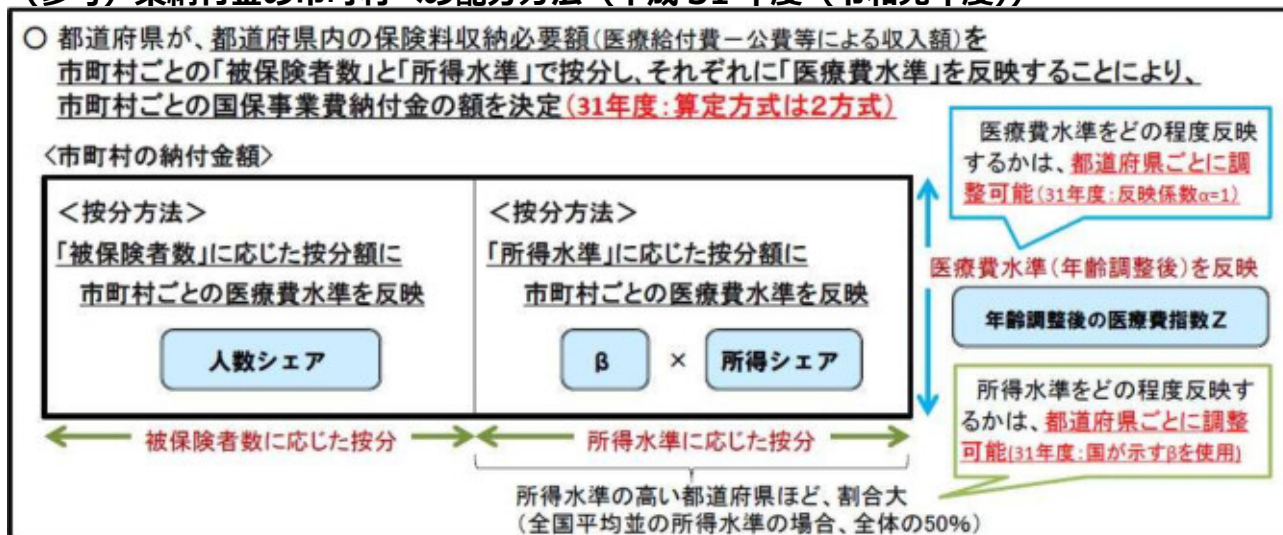
### 1 県が提示する国保事業費納付金（県納付金）の算定の考え方

#### (1) 県納付金の概要

国保事業の運営が平成30年度から都道府県単位化されたのに伴い、県が国保財政を市町村から集める県納付金や国などからの公費をもとに、運営するしくみに変わった。

そのため、市町村は、県納付金を納めるために、必要な保険税率を決め、賦課・徴収することになり、県納付金は保険税率を決めるのに重要な要素となっている。

#### (参考) 県納付金の市町村への配分方法（平成31年度（令和元年度））



#### (2) 令和2年度の県納付金算定方法

(県が市町村に実施したアンケート結果の集計等により決定) 下線が変更箇所

- ① 被保険者数の推計方法：コーホート要因法（前年における1歳下の人口に「生残率」及び「将来純移動率」を乗じて推計）を導入し、必要に応じ個別調整を実施
- ② 一人当たりの保険給付費（医療費）の推計方法：過去2年間の伸び率を基本に推計
- ③ 医療費水準の反映：市町村ごとの医療費水準（年齢調整後）の違いを反映
- ④ 応能（所得）割の配分：原則どおり、国が示す所得係数（ $\beta$ ）を反映
- ⑤ 納付金の激変緩和措置：令和5年度までの時限措置とする。（※40市町村賛同）  
昨年同様、一人あたり納付金額をベースに平成28年度と比較、一定割合（自然増+ $\alpha$ ）を超過した場合に措置の対象となる。
- ⑥ 県の決算剰余金の活用：平成30年度の剰余金の約73億円は令和2年度に全額は活用しない。（※賛同42市町村）、納付金の急激な上昇を抑制するため、令和2年度から3年間で活用。令和2年度は決算剰余金の3分の1を活用。個別市町村の関係において投入は行わず、県全体で減算する。（※33市町村賛同）

**(参考) 県が実施した平成 30 年度納付金の検証結果 (本算定結果と実績の比較検証)**

県全体で約 72.2 億円、3.50%減少、

県平均 (一人当たり) で約 2,800 円、△2.14%減少

		30 年度納付金 (本算定) ①	30 年度納付金 (実績) ②	増減率 (実績②÷本 算定①-100%)
県全体の納付金総額 (激変緩和後)		206,361,212 千円	199,135,488千円	△3.50% (△7,225,724千円)
被保険者数		1,568,681 人	1,546,824人	△1.39% (△21,857人)
一人 当 た り 納 付 金 額	県平均	131,551 円	128,738円	△2.14% (△2,813円)
	豊田市	131,189 円	129,131円	△1.56% (△2,058円)
	田原市 (増加率最大)	137,238 円	144,442円	+5.25% (+7,204円)
	南知多町 (減少率最大)	150,983 円	139,691円	△7.48% (△11,292円)

※県の説明

- ・納付金は精算を行わないことが基本
- ・本算定 (推計) と実績とで生じる市町村の負担の違いの主な増減要因は一人当たり所得金額の変動によるものであり、本算定 (推計) に用いる所得推計は過去 3 年間で平均した数値を使うため、3 年程度で負担は緩やかに解消する。
- ・被保険者数の変動については、県において、推計の精度が上げられるよう検証し、必要に応じて推計方法を変更する。

※県へ要望 (愛知県国保運営方針連携会議)

- ・平成 30 年度決算剰余金はなるべく早く加入者に還元すべき。毎年度還元せず、留保していくと、剰余金が膨れ上がる懸念がある。
- ・県に大幅な剰余金があると、市町村では保険税率の議論が困難になる。必要以上の剰余金の留保がないように、バランスの良い財政運営をしてほしい。
- ・決算剰余金は、県全体で納付金減算すると、本来の納付金水準が分かりにくくなるため、納付金と切り離して、市町村ごとに県支出金により、本算定時の被保険者数推計時点の県全体に対する市町村ごとの被保険者数按分等により返還する方法を検討してほしい。

### (3) 県納付金に対する国・県への要望状況（内容抜粋）

#### ①全国市長会

- ・国保財政基盤の強化のため、平成 30 年度制度改革以降投入する公費 3,400 億円の財政支援について、継続して実施するとともに、更なる拡充を図ること。  
また、改革により保険料が上昇する都市に対する激変緩和措置に必要な財源を十分に確保すること。
- ・国保の安定的かつ持続的運営ができるよう、国庫負担割合の引上げなど国保財政基盤の拡充・強化を図り、国の責任と負担において、実効ある措置を講じること。特に、低所得者層に対する負担軽減策を拡充・強化するとともに、低所得者を多く抱える保険者への支援を強化すること。

#### ②3市長会(政令市・中核市・特例市)

- ・国民健康保険制度の持続的・安定的な運営のため、被保険者の急速な高齢化や職業構成の時代的变化などにより生じた構造的課題の解決に向けて、国庫負担の拡大による財源強化と、医療保険制度の一本化に向けた抜本的な制度の見直しを行うこと。  
また、国、地方を通じて子育て支援を強化するための様々な政策を進めている中で、国の責任と負担において子どもに係る均等割保険料（税）などの軽減措置等の導入を行うこと。

#### ③東海北陸地方都市国保主管課長研究協議会

- ・国は、国保財政基盤強化のため毎年3,400億円支援を今後も確実に実施すること。また、保険料（税）に対する軽減措置・激変緩和措置・保険者努力支援制度の拡充等の継続的な財政基盤強化支援により国保制度が持続可能なものとなるよう責任を果たすこと。

#### ④愛知県国保運営方針県連携会議

- ・県納付金は、市町村における保険税に直接影響する。構造的な課題により、保険料水準は上昇し続け、被用者保険との負担の格差も拡大している中で、自然増以上の値上げについては国保被保険者の理解が得られない。
- ・都道府県単位化で、市町村に新たに負担を求めるのではなく、都道府県単位化したことによるメリットを再検証し、制度設計を行う国及び財政運営の責任主体である都道府県が保険料水準を下げべく、制度の見直しやさらなる公費の投入など対策を国に求めるべきである。
- ・決算によるメリットの検証や財政運営の中長期の見通しが立っていないことから、激変緩和措置の終了などを決めるのは時期尚早である。

## 2 令和2年度豊田市の納付金額と保険税収納必要額

### (1) 令和2年度豊田市に割り当てられた納付金額

※伸び率は単年度換算後の値

	H28	R1 本算定結果		R2 仮算定結果 (11月)			
		激変緩和措置後		激変緩和措置前		激変緩和措置後	
		R1	対H28 伸び率	R2	対H28 伸び率	R2	対H28 伸び率
納付金総額 (億円)	109.8	108.2	—	108.7	—	104.7	—
1人当たり (円)	125,750	136,415	102.76%	144,504	103.54%	139,204	102.57%
被保険者数 (人)	86,544	79,338	91.67%	75,231	86.93%	75,231	86.93%

### (2) 保険税収納必要額、保険税収納見込と不足額

(単位：億円)

	豊田市 納付金	納付金から減算する額			保険税等収納額見込み		
		保険税 収入(滞繰)	交付金等 (※1)	小計	保険税 収入(現年)	交付金等 (※2)	小計
医療分	72.3	2.4	7.6	10.0	49.5	6.0	55.5
後期分	24.1	0.4	1.1	1.5	16.0	1.6	17.6
介護分	8.3	0.8	0.5	1.3	4.9	0.8	5.7
合計	104.7	3.6	9.2	12.8	70.4	8.4	78.8

=

**不足額**

6.8

5.0

1.3

**13.1**

※1 特別交付金

(保険者努力、市町村分、県2号繰入金分)

保険基盤安定制度(保険者支援分)

財政安定化支援金

※2 保険基盤安定制度(保険税軽減分)

### 3 令和2年度保険税率を検討する上での論点

#### (1) 現行の保険税と本来集めるべき保険税水準との差額の解消

国の公費の拡充がなく、県の激変緩和措置の方針が変わらないとすると、措置の終了する令和6年度には保険税率の大幅な値上げをしなければならないことが想定される。

そこで、急激な値上げにならないよう配慮するため、段階的に本来集めるべき保険税水準（激変緩和措置前の納付金を支払うのに必要な保険税水準）に近づけていく必要がある。

令和2年度県納付金の仮算定時点の激変緩和措置額（一人当たり）は5,300円であるが、令和2年度県納付金において、平成30年度決算剰余金の一部（1/3）が引かれているため、本来の激変緩和措置額でないことに留意する必要がある。

#### (2) 納付金の自然増に対応

高齢化の影響、医療の高度化等により、今後も一人当たり医療費（保険給付費）は年々増加、後期高齢者支援金・介護納付金も自然増があると推測されるが、このような自然増についても納付金の負担増加につながるため、そのことを考慮する必要がある。

令和2年度県納付金の仮算定時点の自然増（一人当たり）は1.2%である。

#### ●中長期の見通し

##### ◎被保険者数等の推移と将来推計

平成30年度までの実績値と、県が算出したコーホート要因法に基づく令和2年度の推計値を参考に、独自に算出。各数値は年度平均のもの。

	H26	H27	H28	H29	H30
被保険者数(人)	94,497	92,209	88,738	84,567	81,111
世帯数(世帯)	54,032	53,426	52,483	50,933	49,599
	R1	R2	R3	R4	R5
	77,900	75,231	72,500	68,600	64,000
	48,440	44,707	44,151	41,776	38,975

##### ◎一人当たり医療費の推移と将来推計

令和2年度は、県の推計により、対前年度伸び率を1.2%（＝納付金の自然増分）とする。

### (3) その他の納付金の変動要因の反映

その他にも納付金の変動する要因があり、市だけでは影響範囲の予測が難しいため、県に中長期の納付金の見通しの提示を求めているが、現時点では提示されていない。

そのため、中長期の保険税率の方向性を定めるのが難しい状況であり、毎年度、県納付金の提示結果等をもとに、方向性について見直しをする必要がある。

#### 【今後の変動要因となるもの】

- ・ 通年：県決算剰余金の動向、所得の増減、被保険者数の増減、単身世帯数の増減、保険者努力支援制度の評価、財政安定化支援事業の算定割合の見直し、後期高齢者支援金・介護納付金の自然増等
- ・ 令和2年度：前期高齢者交付金等が都道府県単位で精算されること、財政安定化基金取崩分の再積立等が始まること
- ・ 令和3年度：基礎控除等の見直しにより保険税に影響が生じる可能性があること
- ・ 令和4年度：団塊の世代が75歳に到達し後期高齢者に移行し始めること
- ・ 令和5年度：年度末をもって特例基金が廃止となること

※時期は未定であるが、骨太方針2018にある普通調整交付金の見直しの影響、保険料（税）水準の統一等

### (4) 前年度繰越金が減少することの影響

今までは前年度繰越の一部を基金に積み立てができていたが、平成30年度決算においては、前年度繰越金が大幅に減少し、今後はそうした傾向となることが想定される。

#### 【前年度繰越減少の要因】

保険給付費が県から支払われる仕組みに変わったことから、保険給付費の増加リスクに備えた予算編成が必要なくなったため。

### (5) 一般会計法定外繰入金を活用

一般会計の今後の見通しとして、「法人市民税国税化等の影響」や「地方交付税合併特例の終了」により、本市の歳入構造は大きな転換期を迎え、一般会計法定外繰入は必要最小限とする必要がある。

一般会計法定外繰入れのうち赤字補てんとされるものについては、国のガイドラインにより、計画的に削減・解消を目指すこととされている。

保険者努力支援制度においても一般会計からの法定外繰入のうち、赤字補てんとみなされるものを実施した場合には、マイナス評価されることになった。

そのため、赤字補てんとみなされない保健事業費、条例減免及び福祉医療による減額調整分に係る経費については、今後も繰り入れることとしたいが、一般会計からの法定外繰入基準のうち、赤字補てんとみなされる区分（葬祭費・出産育児一時金（一部）に係る費用額及び安定維持分）の見直しが必要になるが、解消した場合には、保険税率の値上げ及び基金の活用が前提となる。また、保険税率の値上げをせず、基金の活用を続けると、残高がなくなることが想定される。

【参考】一般会計法定外繰入金における基金積立については、赤字補てんとみなされず、保険者努力支援制度の評価に関係なく、市の裁量で繰入れが可能



## 【参考】法定外繰入金の推移

(単位：千円)

区分	H28 決算	H29 決算	H30 決算	R1 予算
保健事業繰入金	287,741	253,293	220,178	231,475
その他繰入金	413,052	191,759	179,909	828,733
福祉医療波及分	170,845	174,016	163,680	173,525
葬祭費・出産育児一時金 (一部)に係る費用額	86,000	0	0	86,000
国保税減免分	17,289	17,743	16,229	14,208
安定維持分 ※ (仮算定の5%以内)	138,918	0	0	555,000

※平成29年度以前は給付費の赤字補填分(普通調整交付金不交付分の範囲内)

## (6) 本市の国民健康保険事業財政調整基金(基金)の活用

平成30年度以降、県に財政安定化基金が設置されたことや、保険給付費は県から支払われる仕組みが変わったことから、基金の活用については、当面、保険税の急激な上昇の緩和に活用していくことになる。

他にも、納付金の年度間変動による保険税の短期的な負担上昇を平準化することや、想定外の事象等による公費や保険税の見込み違いに備えることなどが考えられるが、そのようなリスクについては県の基金を活用することもできるが、県の基金を借りれば、翌年以降で返す必要がある。

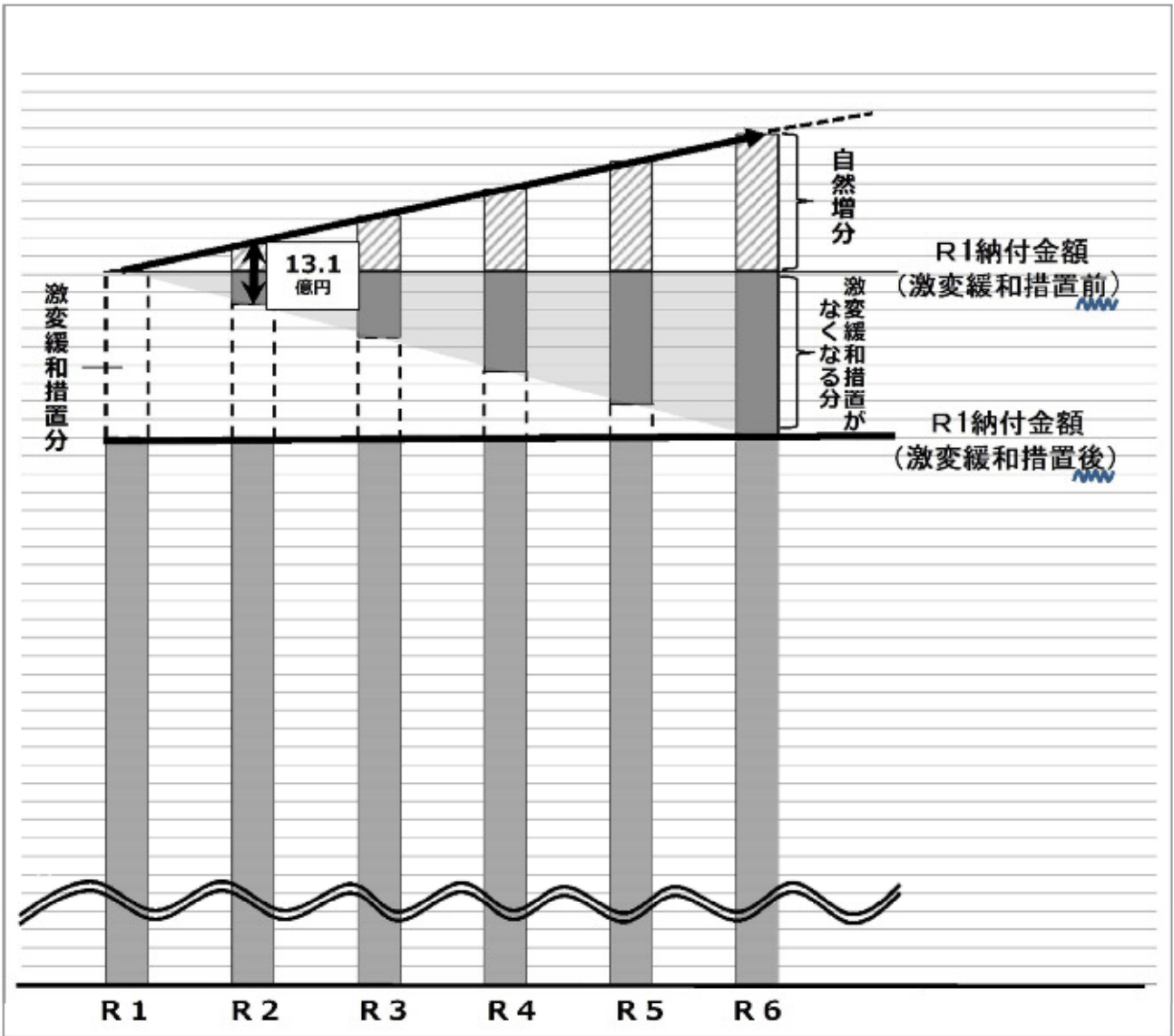
そのため、そのような活用を想定すると一定の保有額が必要となる。そのための財源確保の手段の一つとして、基金積立目的の法定外繰入も視野に入れた検討をしなければならない。その場合には、一定の保有額(適正保有額)を決める必要がある。

## 【参考】基金残高の推移

(単位：億円)

	H27 末	H28 末	H29 末	H30 末	R1 予定
(取崩)		7.0	7.0	5.7	4.2
(積立)		4.0	10.8	7.4	未定
差額		△3.0	3.8	1.7	△4.2?
<b>残高</b>	<b>25.0</b>	<b>22.0</b>	<b>25.8</b>	<b>27.5</b>	<b>23.3?</b>

(7) 令和6年度までの納付金のイメージ



4 令和2年度の保険税率（案）

(1) 不足額の確保策（案）ごとの税率・基金取崩し・一般会計繰入

【再掲】 保険税収納必要額、保険税収納見込と不足額

	豊田市 納付金	納付金から減算する額			保険税等収納額見込み			不足額
		保険税 収入(滞繰)	交付金等	小計	保険税 収入(現年)	交付金等	小計	
医療分	72.3	2.4	7.6	10.0	49.5	6.0	55.5	6.8
後期分	24.1	0.4	1.1	1.5	16.0	1.6	17.6	5.0
介護分	8.3	0.8	0.5	1.3	4.9	0.8	5.7	1.3
合計	104.7	3.6	9.2	12.8	70.4	8.4	78.8	<b>13.1</b>

(単位：億円)

前提（案）

- ・ 保険税率を改正する場合は、急激的な値上げにならないような配慮が必要である。
- ・ 中長期の納付金の見込みが県から示されていない状況にあるため保険税率の中長期を見越した判断ができないことや、納付金についての変動要因が多くあり、自然増と不足額は、毎年度変動することが想定されるため、令和3年度以降も金額の変動に合わせて、保険税率案の見直しが必要である。

※以下は医療分の所得割のみの改定とした場合の試算。  
税率を引き上げる場合は、県の提示した応能・  
応益割合になるべく近づける。

	現行 (見直しなし)	A案: 自然増分と不足分の 1/4 を税で賄う	B案: 自然増分と不足分の 1/8 を税で賄う	C案: 自然増分を税で賄う	D案: 据え置き ※令和3年度に2年分の自然増と不足分の 1/4 を税で賄う(想定)
本来の保険税水準に達する時期		令和5年度	令和9年度	到達しない	令和9年度
ポイント		【メリット】 ・ 県の激変緩和措置終了時に本来の保険税水準に到達することができる。 ・ 保険税で不足する分を減らすことができる。 【デメリット】 ・ 保険税負担が増える。	【メリット】 ・ 県の激変緩和措置終了後も市独自の激変緩和措置により本来の保険税水準に到達するまでの引上げを緩やかにすることができる。 【デメリット】 ・ 本来の納付金水準に対応した税率に到達するまで長くかかる。	【メリット】 ・ 新制度による影響分について、負担を求めないため、理解が得られやすい。 【デメリット】 ・ 保険税で不足する分が増える。	【メリット】 ・ 毎年の保険税負担増を避けることができる。 【デメリット】 ・ 税率の引上げ幅が大きい。 ・ 本来の納付金水準に対応した税率に到達するまで長くかかる。
保険税で賄う額 (一人当たり) 10期の各期別		+310円	+240円	+160円	+480円
保険税で賄う額 (一人当たり) 年額		+3,100円	+2,400円	+1,600円	+4,800円

令和2年度の国保特別会計は、以下の中で不足額 13.1 億円を確保する必要がある。

保険税で賄う額 (総額)		2.2 億円	1.7 億円	1.2 億円	3.4 億円
基金取崩し ・ 一般会計 繰入れで賄う額 (総額)	13.1 億円	10.9 億円	11.4 億円	11.9 億円	9.7 億円

(2) 不足額の確保策(案)ごとのモデル世帯における税額シミュレーション

	A案: 自然増分と不足分の 1/4 を税で賄う	B案: 自然増分と不足分の 1/8 を税で賄う	C案: 自然増分を税で賄う	D案: 据え置き ※令和3年度に2年分の自然増と不足分の 1/4 を税で賄う(想定)																																																																																
税率	<table border="1"> <thead> <tr><th></th><th>所得割</th><th>均等割</th><th>平等割</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>医療分</td><td>5.21% (+0.35%)</td><td>26,100</td><td>22,000</td></tr> <tr><td>後期分</td><td>1.80%</td><td>6,800</td><td>6,500</td></tr> <tr><td>介護分</td><td>1.55%</td><td>9,400</td><td>5,800</td></tr> <tr><td>合計</td><td>8.37% (+0.35%)</td><td>42,300</td><td>34,300</td></tr> </tbody> </table>		所得割	均等割	平等割	医療分	5.21% (+0.35%)	26,100	22,000	後期分	1.80%	6,800	6,500	介護分	1.55%	9,400	5,800	合計	8.37% (+0.35%)	42,300	34,300	<table border="1"> <thead> <tr><th></th><th>所得割</th><th>均等割</th><th>平等割</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>医療分</td><td>5.13% (+0.27%)</td><td>26,100</td><td>22,200</td></tr> <tr><td>後期分</td><td>1.80%</td><td>6,800</td><td>6,500</td></tr> <tr><td>介護分</td><td>1.55%</td><td>9,400</td><td>5,800</td></tr> <tr><td>合計</td><td>8.48% (+0.27%)</td><td>42,300</td><td>34,300</td></tr> </tbody> </table>		所得割	均等割	平等割	医療分	5.13% (+0.27%)	26,100	22,200	後期分	1.80%	6,800	6,500	介護分	1.55%	9,400	5,800	合計	8.48% (+0.27%)	42,300	34,300	<table border="1"> <thead> <tr><th></th><th>所得割</th><th>均等割</th><th>平等割</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>医療分</td><td>5.05% (+0.19%)</td><td>26,100</td><td>22,000</td></tr> <tr><td>後期分</td><td>1.80%</td><td>6,800</td><td>6,500</td></tr> <tr><td>介護分</td><td>1.55%</td><td>9,400</td><td>5,800</td></tr> <tr><td>合計</td><td>8.40% (+0.19%)</td><td>42,300</td><td>34,300</td></tr> </tbody> </table>		所得割	均等割	平等割	医療分	5.05% (+0.19%)	26,100	22,000	後期分	1.80%	6,800	6,500	介護分	1.55%	9,400	5,800	合計	8.40% (+0.19%)	42,300	34,300	<table border="1"> <thead> <tr><th></th><th>所得割</th><th>均等割</th><th>平等割</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>医療分</td><td>5.40% (+0.54%)</td><td>26,100</td><td>22,200</td></tr> <tr><td>後期分</td><td>1.80%</td><td>6,800</td><td>6,500</td></tr> <tr><td>介護分</td><td>1.55%</td><td>9,400</td><td>5,800</td></tr> <tr><td>合計</td><td>10.79% (+0.54%)</td><td>42,300</td><td>34,300</td></tr> </tbody> </table>		所得割	均等割	平等割	医療分	5.40% (+0.54%)	26,100	22,200	後期分	1.80%	6,800	6,500	介護分	1.55%	9,400	5,800	合計	10.79% (+0.54%)	42,300	34,300
	所得割	均等割	平等割																																																																																	
医療分	5.21% (+0.35%)	26,100	22,000																																																																																	
後期分	1.80%	6,800	6,500																																																																																	
介護分	1.55%	9,400	5,800																																																																																	
合計	8.37% (+0.35%)	42,300	34,300																																																																																	
	所得割	均等割	平等割																																																																																	
医療分	5.13% (+0.27%)	26,100	22,200																																																																																	
後期分	1.80%	6,800	6,500																																																																																	
介護分	1.55%	9,400	5,800																																																																																	
合計	8.48% (+0.27%)	42,300	34,300																																																																																	
	所得割	均等割	平等割																																																																																	
医療分	5.05% (+0.19%)	26,100	22,000																																																																																	
後期分	1.80%	6,800	6,500																																																																																	
介護分	1.55%	9,400	5,800																																																																																	
合計	8.40% (+0.19%)	42,300	34,300																																																																																	
	所得割	均等割	平等割																																																																																	
医療分	5.40% (+0.54%)	26,100	22,200																																																																																	
後期分	1.80%	6,800	6,500																																																																																	
介護分	1.55%	9,400	5,800																																																																																	
合計	10.79% (+0.54%)	42,300	34,300																																																																																	
※低所得者への負担増に配慮し、所得割のみで調整する場合の試算																																																																																				

	世帯の年税額(円)											
<b>モデル世帯①</b> ・43才単身世帯 ・世帯主の給与収入が65万円以下 (給与所得0円)	現行	A案	現行との差	現行	B案	現行との差	現行	C案	現行との差	現行	D案	現行との差
	22,800	22,800	±0	22,800	22,800	±0	22,800	22,800	±0	22,800	22,800	±0
<b>モデル世帯②</b> ・67才夫婦の2人世帯 ・世帯主の年金収入が250万円 (年金所得130万円)	現行	A案	現行との差	現行	B案	現行との差	現行	C案	現行との差	現行	D案	現行との差
	140,000	143,300	+3,300	140,000	142,600	+2,600	140,000	141,800	+1,800	140,000	145,200	+5,200
<b>モデル世帯③</b> ・40代夫婦と子ども2人の4人世帯 ・世帯主の給与収入が228万円 (給与所得142万円)	現行	A案	現行との差	現行	B案	現行との差	現行	C案	現行との差	現行	D案	現行との差
	181,600	185,400	+3,800	181,600	184,600	+3,000	181,600	183,700	+2,100	181,600	187,500	+5,900
<b>モデル世帯④</b> ・40代夫婦と子ども2人の4人世帯 ・世帯主の給与収入が567.5万円 (給与所得400万円)	現行	A案	現行との差	現行	B案	増減額	現行	C案	現行との差	現行	D案	現行との差
	485,800	498,700	+12,900	485,800	495,700	+9,900	485,800	492,800	+7,000	485,800	505,600	+19,800

### (3) 現行税率と標準保険料率の比較

#### ア 税率の比較

税率	現行税率 (令和元年度の税率)				標準保険料率 (令和2年度仮算定・激変緩和措置後)			
		所得割	均等割	平等割		所得割	均等割	平等割
医療分	4.86%	26,100	22,000	医療分	6.15%	25,205	17,572	
後期分	1.80%	6,800	6,500	後期分	2.30%	9,259	6,455	
介護分	1.55%	9,400	5,800	介護分	2.30%	11,823	6,014	
合計	8.21%	42,300	34,300	合計	10.75%	46,287	30,041	

#### イ モデル世帯における税額シミュレーション

世帯の年税額 (円)				
	現行税率		標準保険料率	
	現行		標準料率	現行との差
<b>モデル世帯①</b> ・43才単身世帯 ・世帯主の給与収入が65万円以下 (給与所得0円)	現行		標準料率	現行との差
	22,800		22,800	±0
<b>モデル世帯②</b> ・67才夫婦の2人世帯 ・世帯主の年金収入が250万円 (年金所得130万円)	現行		標準料率	現行との差
	140,000		156,200	+16,200
<b>モデル世帯③</b> ・40代夫婦と子ども2人の4人世帯 ・世帯主の給与収入が228万円 (給与所得142万円)	現行		標準料率	現行との差
	181,600		212,900	+31,300
<b>モデル世帯④</b> ・40代夫婦と子ども2人の4人世帯 ・世帯主の給与収入が567.5万円 (給与所得400万円)	現行		標準料率	現行との差
	485,800		585,900	+100,100

#### ■ 標準保険料率とは

納付金を支払うために、本来市町村が設定すべき保険料率を都道府県が算出し、市町村に示すもの。

## 5 令和2年度県納付金本算定後の考え方（案）

### （1）仮算定から増額した場合

- ・増額が基金の残高の範囲の場合は、令和2年度当初予算には反映しない。
- ・令和2年度に納付金増額分は、基金取崩額の増額補正で対応する。
- ・増額が基金の残高を超える場合は、再協議を実施する。

### （2）仮算定から減額した場合

令和2年度当初予算には反映しない。令和2年度に減額補正する。

## 6 保険税率改定の見直しサイクル（案）

毎年提示される納付金が保険税率の改正が必要か否かを定める重要な要素であるため、激変緩和措置終了までの方向性を一旦決めたととしても、毎年、納付金の提示結果を検証し、必要に応じて方針変更が必要となる。

## 7 税率改定以外の取組

### （1）国民健康保険特別会計の健全化に向けた経営努力

国民健康保険特別会計の健全化に向けて、財源の確保を税率改正と一般会計からの繰入れの手法のみではなく、歳入確保の取組や歳出面における取組を積極的に実施する必要がある。

#### ア 積極的な歳入確保の取組

- ・保険税の滞納削減に向けた取組
- ・保険者努力支援制度等によるインセンティブ等の国・県支出金の確保

#### イ 歳出面における積極的な取組

- ・特定健診・特定保健指導実施事業
- ・生活習慣病予防などの保健事業
- ・重症化予防事業
- ・医療費適正化事業

レセプト点検、医療費通知、後発医薬品啓発、柔道整復適正受診、頻回・重複服薬者対策、第三者求償等

- ・その他、市として実施する保健事業

### （2）国・県への要望

国民健康保険制度の持続的・安定的な運営のため、被保険者の急速な高齢化や職業構成の時代的变化などにより生じた構造的課題の解決に向けて、国庫負担の拡大による財源強化と、医療保険制度の一本化に向けた抜本的な制度の見直しを行うことを引き続き求めていく。

## 8 今後のスケジュール

時期		主体	内容	運営協議会	当初予算 編成
R1	11/19	県→市	納付金仮算定額（退職分含む）・標準保 険料率の提示 （国からの仮係数をもとに算定）	第2回 11/28	反映可
	12月 下旬	国→県	国から確定係数の提示	第3回 12/19 予定 (答申後日)	反映可
R2	1月 中旬	県→市	納付金確定額・標準保険料率の提示 (国からの確定係数をもとに算定)	必要に応じて 開催	—

【参考資料】

1 令和元年度国保事業費納付金と料（税）について

(1) 名古屋市及び県内同規模市、西三河ブロック市の税率改正の状況

市町村名	一般被保険者数	納付金 激変緩和 対象市町村	R 元年の 保険税(料)率 改正の有無	(参考) 納付金 激変緩和前 対 H28 伸び率
<b>豊田市</b>	<b>79,338</b>	○	<b>有：値上げ</b>	<b>105.32%</b>
名古屋市	461,886		有：値上げ	101.43%
一宮市	79,351		有：値上げ	101.95%
春日井市	60,281	○	有：値上げ	103.45%
豊橋市	77,587		有：値上げ	100.22%
岡崎市	73,339		有：値上げ	102.19%
刈谷市	25,275	○	無：現状維持	103.37%
安城市	34,198	○	有：値下げ	103.50%
西尾市	37,351		無：現状維持	102.21%
知立市	11,851	○	有：値上げ	103.64%
高浜市	7,595		無：現状維持	101.96%
みよし市	9,320	○	有：値上げ	106.30%

(参考) 豊田市の県内順位

(下段は県内順位等)

	年齢調整後 医療費指数	一人あたり 所得金額 (円)	納付金激変緩和前 一人あたり 納付金額 (円)	納付金 激変緩和前 対 H28 比伸び率
<b>豊田市</b>	<b>0.86 (38 位)</b>	<b>808,206 (8 位)</b>	<b>146,871 (12 位)</b>	<b>105.32% (10 位)</b>
県平均	0.90 (18 位)	706,878 (31 位)	140,558 (24 位)	102.69% (40 位)
最大	0.96 南知多町	1,034,156 飛島村	175,554 飛島村	109.43% 飛島村
最小	0.78 田原市	580,156 東栄町	107,130 豊根村	100.22% 豊橋市



## (2) 令和元年度の税率

市町村名	医療分			後期支援分			介護分		
	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)
<b>豊田市</b>	<b>4.86</b>	<b>26,100</b>	<b>22,000</b>	<b>1.80</b>	<b>6,800</b>	<b>6,500</b>	<b>1.55</b>	<b>9,400</b>	<b>5,800</b>
名古屋市	7.85	42,568	0	2.37	12,967	0	2.09	14,599	0
豊橋市	6.52	18,200	30,300	2.49	6,700	11,000	1.89	7,000	8,200
岡崎市	5.86	24,340	26,950	2.27	9,070	10,050	1.72	8,630	6,720
一宮市	6.90	28,800	24,000	2.30	9,600	6,000	1.90	10,800	6,000
春日井市※	5.37	24,500	22,000	1.87	9,900	9,000	1.30	9,700	6,000
碧南市	5.60	24,400	17,500	1.80	9,300	6,500	1.20	8,400	4,300
刈谷市	5.30	26,000	20,000	1.70	4,000	4,000	1.80	10,800	3,600
安城市	5.19	21,050	14,950	2.24	9,020	6,400	1.76	9,160	4,350
西尾市	5.80	24,000	21,600	2.18	7,300	5,400	1.45	7,200	4,800
知立市	5.20	22,200	15,800	2.36	10,000	7,100	2.28	11,700	5,800
高浜市	5.73	29,300	23,800	1.93	9,900	7,800	1.85	12,400	7,000
みよし市	5.94	24,500	20,900	1.34	8,200	4,400	1.20	8,500	4,600
縣市平均	5.55	24,246	20,394	1.88	7,854	6,165	1.57	9,208	5,660

※4方式。上記のほか「資産割」医療分 10.00%、後期支援分 3.33%、介護分 3.33%  
設定

※縣市平均は名古屋、豊橋、岡崎を除く35市で算出

## 2 令和2年度国保事業費納付金と標準保険料（税）について

### (1) 豊田市の県内順位（令和2年度納付金仮算定時）

（下段は県内順位等）

	年齢調整後 医療費指数	一人あたり 所得金額 (円)	H28 決算 一人あたり 納付金相当 (円)	激変緩和前 一人あたり 納付金額 (円)	激変緩和前 対 H28 比 単年度伸び率
<b>豊田市</b>	<b>0.86</b> (42 位)	<b>816,662</b> (9 位)	<b>125,750</b> (27 位)	<b>144,504</b> (14 位)	<b>103.54%</b> (11 位)
県平均	0.90 (19 位)	713,079 (29 位)	129,979 (15 位)	139,986 (26 位)	101.87% (39 位)
最大	0.96 豊明市	1,068,936 飛島村	150,315 南知多町	180,118 飛島村	109.81% 飛島村
最小	0.77 田原市	591,391 豊根村	84,583 豊根村	122,986 豊根村	100.41% 岩倉市

### (2) 各市の状況（令和2年度納付金仮算定時）

市町村名	年齢調整後 医療費指数	一人あたり 所得金額 (円)	H28 決算 一人あたり 納付金相当 (円)	激変緩和前 一人あたり 納付金額 (円)	激変緩和前 対 H28 比 単年度伸び率
<b>豊田市</b>	<b>0.86</b>	<b>816,662</b>	<b>125,750</b>	<b>144,504</b>	<b>103.54%</b>
名古屋市	0.94	676,287	137,364	141,440	100.73%
一宮市	0.92	631,198	123,617	132,709	101.79%
春日井市	0.88	716,050	126,662	136,476	101.88%
豊橋市	0.88	683,649	132,459	135,741	100.61%
岡崎市	0.86	764,533	131,091	140,186	101.69%
刈谷市	0.86	831,908	128,962	147,037	103.33%
碧南市	0.87	822,217	127,268	151,198	104.40%
安城市	0.81	832,807	125,961	142,365	103.11%
西尾市	0.83	795,181	133,602	142,250	101.58%
知立市	0.85	768,711	123,112	140,362	103.33%
高浜市	0.85	733,245	131,994	139,318	101.36%
みよし市	0.92	799,634	129,312	149,727	103.73%

(3) 令和2年度 各市町村の一人当たり納付金額等の県内順位 (仮算定時点)

年齢調整後医療費指数 (3年平均(H28~H30))		
(全国平均:1)		
順位	市町村	指数
1	豊明市	0.962777825
2	蟹江町	0.958885570
3	南知多町	0.944030394
4	名古屋市	0.943201491
5	稲沢市	0.935223239
6	瀬戸市	0.933790924
7	豊根村	0.927515963
8	大口町	0.923911725
9	愛西市	0.920635847
10	一宮市	0.920200478
11	みよし市	0.916034590
12	東郷町	0.909887564
13	弥富市	0.909685659
14	扶桑町	0.907058214
15	あま市	0.906801211
16	清須市	0.904144766
17	阿久比町	0.903179003
18	津島市	0.899552983
19	飛島村	0.899345677
<b>県平均 0.897200780</b>		
20	江南市	0.892337091
21	東海市	0.892200367
22	東栄町	0.891315564
23	岩倉市	0.890998507
24	大府市	0.889522591
25	美浜町	0.886288060
26	東浦町	0.885870150
27	半田市	0.884787021
28	豊橋市	0.882515659
29	尾張旭市	0.878661104
30	碧南市	0.878224897
31	大治町	0.876230360
32	春日井市	0.875262750
33	豊川市	0.873265812
34	犬山市	0.871144245
35	日進市	0.869697257
36	北名古屋市	0.869559568
37	設楽町	0.868378266
38	刈谷市	0.867795105
39	知多市	0.866591236
40	常滑市	0.862303353
41	小牧市	0.858616285
42	豊田市	0.856910488
43	岡崎市	0.855999169
44	高浜市	0.853860685
45	新城市	0.851105214
46	知立市	0.849501660
47	蒲郡市	0.849265388
48	豊山町	0.844032758
49	幸田町	0.836576977
50	西尾市	0.832901632
51	長久手市	0.830861838
52	武豊町	0.821818658
53	安城市	0.812270115
54	田原市	0.774026991

一人当たり所得金額 (3年平均(H29~R1))		
(単位:円)		
順位	市町村	金額
1	飛島村	1,068,936
2	田原市	958,856
3	長久手市	875,950
4	大府市	833,310
5	安城市	832,807
6	刈谷市	831,908
7	碧南市	822,217
8	日進市	818,070
9	豊田市	816,662
10	幸田町	807,085
11	みよし市	799,634
12	西尾市	795,181
13	南知多町	793,516
14	大口町	780,153
15	知立市	768,711
16	岡崎市	764,533
17	東海市	764,301
18	小牧市	758,134
19	弥富市	757,167
20	東郷町	747,901
21	北名古屋市	734,070
22	東浦町	733,563
23	高浜市	733,245
24	清須市	722,725
25	阿久比町	722,541
26	豊明市	721,528
27	半田市	717,988
28	春日井市	716,050
29	蟹江町	715,344
<b>県平均 713,079</b>		
30	大治町	711,275
31	知多市	711,220
32	豊山町	710,637
33	稲沢市	698,484
34	尾張旭市	697,558
35	愛西市	695,287
36	武豊町	694,161
37	蒲郡市	691,518
38	美浜町	689,453
39	豊橋市	683,649
40	豊川市	681,452
41	名古屋市	676,287
42	常滑市	668,596
43	扶桑町	667,117
44	新城市	666,410
45	あま市	665,520
46	設楽町	663,969
47	岩倉市	651,937
48	犬山市	649,642
49	江南市	634,018
50	一宮市	631,198
51	津島市	619,348
52	瀬戸市	605,242
53	東栄町	599,391
54	豊根村	591,849

一人当たり納付金額 (R2、激変緩和措置対応前)		
(単位:円)		
順位	市町村	金額
1	飛島村	180,118
2	南知多町	157,702
3	田原市	154,526
4	大府市	152,120
5	碧南市	151,198
6	長久手市	150,593
7	みよし市	149,727
8	大口町	149,385
9	日進市	148,494
10	刈谷市	147,037
11	弥富市	146,627
12	蟹江町	146,212
13	豊明市	145,847
14	豊田市	144,504
15	東海市	144,160
16	東郷町	143,982
17	幸田町	142,485
18	安城市	142,365
19	西尾市	142,250
20	清須市	141,669
21	名古屋市	141,440
22	稲沢市	140,849
23	知立市	140,362
24	愛西市	140,353
25	岡崎市	140,186
26	小牧市	140,062
<b>県平均 139,986</b>		
27	阿久比町	139,882
28	東浦町	139,615
29	高浜市	139,318
30	半田市	139,290
31	豊山町	139,223
32	北名古屋市	138,470
33	美浜町	137,378
34	大治町	136,496
35	春日井市	136,476
36	豊橋市	135,741
37	尾張旭市	135,444
38	知多市	135,202
39	あま市	135,118
40	扶桑町	134,740
41	豊川市	133,577
42	蒲郡市	133,160
43	一宮市	132,709
44	常滑市	132,074
45	江南市	131,967
46	岩倉市	131,159
47	犬山市	130,803
48	瀬戸市	130,251
49	設楽町	130,068
50	武豊町	129,828
51	津島市	129,566
52	新城市	128,802
53	東栄町	126,509
54	豊根村	122,986

一人当たり納付金額伸び率 (R2/H28、激変緩和措置対応前)		
順位	市町村	伸び率
1	豊根村	109.81%
2	飛島村	107.71%
3	設楽町	105.55%
4	阿久比町	104.85%
5	碧南市	104.40%
6	半田市	104.16%
7	豊明市	103.80%
8	稲沢市	103.76%
9	みよし市	103.73%
10	弥富市	103.55%
11	豊田市	103.54%
12	日進市	103.53%
13	大府市	103.51%
14	刈谷市	103.33%
15	知立市	103.33%
16	東郷町	103.25%
17	長久手市	103.19%
18	東浦町	103.18%
19	安城市	103.11%
20	幸田町	103.07%
21	犬山市	103.03%
22	愛西市	103.02%
23	北名古屋市	102.97%
24	豊山町	102.82%
25	武豊町	102.81%
26	田原市	102.78%
27	知多市	102.73%
28	蟹江町	102.58%
29	尾張旭市	102.58%
30	新城市	102.52%
31	美浜町	102.41%
32	小牧市	102.39%
33	江南市	102.38%
34	豊川市	102.37%
35	扶桑町	102.36%
36	常滑市	102.10%
37	あま市	102.10%
38	東海市	101.96%
39	春日井市	101.88%
<b>県平均 101.87%</b>		
40	一宮市	101.79%
41	大口町	101.73%
42	岡崎市	101.69%
43	瀬戸市	101.66%
44	西尾市	101.58%
45	蒲郡市	101.56%
46	津島市	101.45%
47	高浜市	101.36%
48	清須市	101.24%
49	南知多町	101.21%
50	名古屋市	100.73%
51	大治町	100.68%
52	豊橋市	100.61%
53	東栄町	100.48%
54	岩倉市	100.41%

一人当たり納付金額 (R2、激変緩和措置対応後)		
(単位:円)		
順位	市町村	金額
1	南知多町	157,702
2	田原市	153,295
3	大口町	149,385
4	飛島村	148,160
5	長久手市	147,008
6	大府市	146,688
7	蟹江町	146,157
8	東海市	144,160
9	みよし市	143,147
10	日進市	143,094
11	刈谷市	142,759
12	西尾市	142,250
13	清須市	141,669
14	名古屋市	141,440
15	弥富市	141,187
16	碧南市	140,884
17	東郷町	140,262
18	岡崎市	140,186
19	小牧市	140,062
20	幸田町	139,747
21	安城市	139,438
22	高浜市	139,318
23	豊田市	139,204
24	豊明市	139,055
<b>県平均 138,689</b>		
25	愛西市	137,943
26	豊山町	137,875
27	美浜町	137,378
28	大治町	136,496
29	春日井市	136,476
30	北名古屋市	136,369
31	東浦町	136,364
32	知立市	136,284
33	豊橋市	135,741
34	尾張旭市	135,411
35	あま市	135,118
36	扶桑町	134,740
37	稲沢市	134,513
38	知多市	134,395
39	豊川市	133,577
40	蒲郡市	133,160
41	一宮市	132,709
42	常滑市	132,074
43	江南市	131,967
44	岩倉市	131,159
45	半田市	130,989
46	瀬戸市	130,251
47	津島市	129,566
48	新城市	128,802
49	武豊町	128,625
50	犬山市	128,499
51	阿久比町	128,137
52	東栄町	126,509
53	設楽町	116,014
54	豊根村	93,633

一人当たり納付金額伸び率 (R2/H28、激変緩和措置対応後)		
順位	市町村	伸び率
1	豊根村	102.57%
1	飛島村	102.57%
1	設楽町	102.57%
1	阿久比町	102.57%
1	碧南市	102.57%
1	半田市	102.57%
1	豊明市	102.57%
1	稲沢市	102.57%
1	みよし市	102.57%
1	弥富市	102.57%
1	豊田市	102.57%
1	日進市	102.57%
1	大府市	102.57%
1	刈谷市	102.57%
1	知立市	102.57%
1	東郷町	102.57%
1	長久手市	102.57%
1	東浦町	102.57%
1	幸田町	102.57%
1	犬山市	102.57%
1	愛西市	102.57%
1	北名古屋市	102.57%
1	豊山町	102.57%
1	武豊町	102.57%
1	田原市	102.57%
1	知多市	102.57%
1	蟹江町	102.57%
1	尾張旭市	102.57%
30	新城市	102.52%
31	美浜町	102.41%
32	小牧市	102.39%
33	江南市	102.38%
34	豊川市	102.37%
35	扶桑町	102.36%
36	常滑市	102.10%
37	あま市	102.10%
38	東海市	101.96%
39	春日井市	101.88%
40	一宮市	101.79%
41	大口町	101.73%
42	岡崎市	101.69%
43	瀬戸市	101.66%
<b>県平均 101.63%</b>		
44	西尾市	101.58%
45	蒲郡市	101.56%
46	津島市	101.45%
47	高浜市	101.36%
48	清須市	101.24%
49	南知多町	101.21%
50	名古屋市	100.73%
51	大治町	100.68%
52	豊橋市	100.61%
53	東栄町	100.48%
54	岩倉市	100.41%

一人当たり納付金相当額(d) (H28年度決算)		
(単位:円)		
順位	市町村	金額
1	南知多町	150,315
2	大口町	139,466
3	田原市	138,478
4	名古屋市	137,364
5	清須市	134,865
6	飛島村	133,840
7	西尾市	133,602
8	東海市	133,372
9	大治町	132,858
10	長久手市	132,799
11	大府市	132,510
12	豊橋市	132,459
13	蟹江町	132,030
14	高浜市	131,994
15	岡崎市	131,091
<b>県平均 129,979</b>		
16	みよし市	129,312
17	日進市	129,263
18	岩倉市	129,034
19	刈谷市	128,962
20	弥富市	127,542
21	小牧市	127,435
22	碧南市	127,268
23	東郷町	126,705
24	春日井市	126,662
25	幸田町	126,240
26	安城市	125,961
27	豊田市	125,750
28	豊明市	125,616
29	蒲郡市	125,18

【報告事項】 滞納世帯の状況について（第1回報告事項の補足）（債権管理課）

1 滞納金額

（各年度決算時点）

対象年度	現年度分（百万円）	滞納繰越分（百万円）	合計（百万円）
28年度	452	1,097	1,549
29年度	374	899	1,273
30年度	312	732	1,044

2 滞納世帯数

（各年度5月末時点）

対象年度	滞納者世帯数	世帯数	滞納世帯割合
28年度	4,749	51,472	9.2%
29年度	4,280	50,234	8.5%
30年度	3,638	48,758	7.5%

※滞納者世帯数の算出に当たっては、国保年金課で保有している国民健康保険税滞納者情報及び国民健康保険被保険者情報を突合し、月末時点で滞納世帯かつ国保資格がある世帯を集計した。

3 滞納理由

(1) 調査対象 滞納2年以下（平成29年度、平成30年度）の国民健康保険税滞納者

(2) 内訳（平成31年3月末現在）

滞納理由	件数（件）	全体比（%）	
1 収入少	539	21.81	理由判明 1,575 件 (63.74%)
2 失業	354	14.33	
3 制度に対する理解不足等	248	10.04	
4 本人又は家族の病気・怪我	127	5.14	
5 事業不振	116	4.69	
6 居所不明	97	3.93	
7 出国（外国人）	67	2.71	
8 災害	1	0.04	
9 その他の理由	26	1.05	
10 理由未回答 ※1	198	8.01	理由不明 896 件 (36.26%)
11 理由不明 ※2	698	28.25	
合計	2,471	100.00	

※1 納付約束が成立し、早期の完納が見込まれる場合等

※2 電話不通や催告文書に回答がなく、連絡が取れない場合等。